

三田市放課後児童クラブ条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第4条 省略 (入所資格)</p> <p>第5条 児童クラブに入所できる児童は、次の各号のいずれにも該当する者とする。</p> <p>(1) 市内に住所を有し、市内の小学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する小学校をいう。以下同じ。)又は特別支援学校(同法に規定する特別支援学校をいう。)小学部に在学していること。</p> <p>(2) 保護者が就労、疾病その他の理由により、月曜日から金曜日までの間で、4日以上放課後に家庭や地域社会において適切な育成を受けることができないこと。</p> <p>(3) 保護者の責任において、自主的な登下校が可能であり、児童クラブにおける集団での保育が可能であること。</p> <p>2 <u>前項の要件に該当する児童が在籍する小学校に児童クラブが設置されていない場合は、市の送迎車を利用して近隣の児童クラブへ通所することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">以下省略</p>	<p>第1条～第4条 省略 (入所資格)</p> <p>第5条 児童クラブに入所できる児童は、次の各号のいずれにも該当する者とする。</p> <p>(1) 市内に住所を有し、市内の小学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する小学校をいう。以下同じ。)又は特別支援学校(同法に規定する特別支援学校をいう。)小学部に在学していること。</p> <p>(2) 保護者が就労、疾病その他の理由により、月曜日から金曜日までの間で、4日以上放課後に家庭や地域社会において適切な育成を受けることができないこと。</p> <p>(3) 保護者の責任において、自主的な登下校が可能であり、児童クラブにおける集団での保育が可能であること。</p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めた児童は、児童クラブに入所することができる。</u></p> <p>3 児童が在籍する小学校に児童クラブが設置されていない場合は、市の送迎車を利用して近隣の児童クラブへ通所することができる。</p> <p style="text-align: center;">以下省略</p>